平成２３年（フ）第２０５号
長野県塩尻市大字上西条134番地１　西条団地376号
債務者　原　ルリ子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７３号
長野県茅野市ちの950番地　コーポトレンドＢ203号
債務者　吉川　良一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３８７号
岐阜市三田洞77番地２
債務者　山本　和子（旧姓佐賀）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３９６号
岐阜市則武西２丁目29番15号　グリーンハイツ則武203号室、申立時の住所岐阜県瑞穂市古橋1569番地11　リバービレッジ21―103号
債務者　廣瀬　　潤
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０２号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町６丁目155番地
債務者　伊神　正勝
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３４号
岐阜県各務原市那加西市場町４丁目161番地１サニーハイツ花みずきＡ棟1002号
債務者　藤解　和也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２６０号
愛知県あま市木田申尾８番地17　コーポエム５―２Ａ号
債務者　服部　京子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
三重県名張市美旗町南西原100番地　南西原ハイツ103号
債務者　徳重　公子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１１１号
滋賀県彦根市稲部町68番地207号、前住所滋賀県彦根市蓮台寺町50番地78
債務者　三橋　昭彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４２６号
奈良県生駒市小明町727番地６
債務者　田城　健一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
鳥取県西伯郡南部町中421番地
債務者　潮　賢多朗
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６５８号
広島市西区南観音５丁目10番29号
債務者　竹中　正浩
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３８号
広島県東広島市西条町御薗宇4198番地６　レオパレスラズリ館111号
債務者　森　慶二郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７５号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘36番12号
債務者　西畑　幸枝
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３号
広島県尾道市西藤町3217番地２
債務者　杉元　勝浩
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
広島県尾道市西藤町3217番地２
債務者　杉元　　晃
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目28番３―101号　市営彦島塩浜住宅１
債務者　金子　　昇
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
山口県下関市綾羅木本町１丁目４番16号
債務者　大橋　直道
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係